

教育を政治の手段にしてはならない 安倍政権による「教育改革」を批判する

1. 安倍政権は「海外で戦争する国」をめざす

第2次安倍政権は、改憲に執念を燃やし「戦争する国」づくりにむけて暴走している。国家安全保障会議の創設法、特別秘密保護法の成立を強行した。これまで「集団的自衛権」は、憲法9条のもとでは「行使できない」とされてきたが、内閣が憲法解釈を変更することで可能になると主張している。

さらに、新「防衛計画の大綱」、新「中期防衛力整備計画」を閣議決定して自衛隊の装備強化を図り（今後5年間で24億6千7百億円の予算を投入）、海外で戦争ができる体制をつくらうとしている。武器輸出3原則を見直すと称して**武器輸出を解禁**しようとする動きもつよまっている。

しかし、さまざまな法律をつくり、自衛隊の装備を増強しても、戦争はできない。戦場に行き、銃をとり戦う兵士が必要不可欠である。

2. 教育によって「お国のために戦う若者」を育てる

「戦争をする国」を実現するには、国民の意識を変え、これを支持する世論をつくりだすとともに、「愛国心」をもち「お国のために命をささげる若者」をつくりだす必要がある。

戦中戦前は、学校（国民学校）教育が見事にその役割を果たした。純真な子どもたちを洗脳した教材は、「教育勅語」であり、「修身」であり、皇国史観に貫かれた「国史」であった。また、天皇であり、日の丸・君が代であった。

(1) 「道徳」の教科化 —— 「愛国心」を中心に

2006年、第1次安倍内閣が強行した改悪「教育基本法」は、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を表明した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」（47年教育基本法「前文」）を削除して、教育と日

本国憲法を切断した。ここに教育基本法「改正」の本質が示されている。

また、(新)教育基本法は、「47年教育基本法」が掲げた「個人の尊厳、人格の完成、平和的國家の主権者を育てる」という教育の目的を変質させ、新たに第2条「教育の目標」を設け、「国を愛する態度(愛国心)」など20に及ぶ「徳目」を列挙し、教育に「これらの目標を達成する」ことを義務付けている。さらに、道徳を「特別な教科」とし、検定教科書を使用し評価もすることにより、特定の価値観を国が押し付ける体制を確立しようとしている。

文科省は、「心のノート」を全面改定した『私たちの道徳』を全国の小中学校に配り、2014年度から授業や家庭で活用することを求めている。

「心のノート」は、全体としてソフトに「正しいこと」への順応を求めるが、不合理なことへの疑問や批判を主張する視点はない。なにより市民道徳の中心にある**基本的人権を尊重する立場がない**。

そして、「愛国心」。

安倍首相が「とりもどしたい日本」は、「日本ヨイ国、キヨイ国。世界ニーツノ神ノ国。／日本ヨイ国、ツヨイ国。世界ニカガヤク エライ国。」(「修身」小学1・2年生用「ヨイコドモ」下)なのだろう。

藤田昌士・元立教大学教授は、『道徳』の内容と指導方法との両面にわたって国の規制を強め、政府の言う『愛国心』を要とする**国家主義的な道徳教育の一層の徹底を**図ろうとするものだ」と指摘している。

(2)「教科書検定・採択制度」の改悪で「国定教科書」へ

自民党は、2006年に教育基本法を変えてもまだ教科書は「**自虐的な記述**」が多い、「偏向している」と攻撃し、新しい教育基本法を踏まえた教科書の採択をすすめるとして、現行「**教科書検定制度**」と「**教科書採択制度**」をひっくり返すような大改悪をすすめている。

その背景には、この政治の右傾化のなかで勢いづいている「**新しい歴史教科**

「心のノート」

2002年度から国が配布。小学校低・中・高学年、中学校用の4種類。民主党政権で事業仕分けの対象となり、全校配布を中止している。

「うそなんかつくものか」(1・2年版)、「ひとりじゃないからがんばれる」(3・4年版)、「『ありがとう』って言えますか?」(5・6年版)、「自分をまると好きになる」(中学校版)といった子どもの「心」に働きかけるキャッチフレーズを多用。

「理想的」な子ども像を押し付け、「自由にとまなうもの、それは…責任」、「権利の正しい主張と義務を果たす」などをもりこみ、最後は、「我が国を愛しその発展を願う」で締めくくっている。

書をつくる会」(以下「つくる会」)や「日本会議」、これを全面的に支援する自民党など右派政治家の圧力がある。

「つくる会」は、日本人から誇りを奪い日本をダメにしたのは戦後の教育、とりわけ「自虐史観」による歴史教育にあるとして、自ら教科書をつくり日本の歴史教育をただすと主張して、「つくる会」の教科書の採択を広げる運動をなりふり構わずすすめている。(「つくる会」系教科書・育鵬社版 歴史 の採択率は、2005年0.4%から2011年には3.6%に伸ばしている。)

そもそも学校でどの教科書を使うかは教育の専門家であり、日々教科書を使って子どもたちを教えている学校現場の教師・学校の意見を尊重して行うのは当たり前であり、教育の条理にかなっている。

ところが、教育を政策遂行の手段と考える政治家にとっては、教育に権力的に介入することに躊躇はない。とりわけ日本を「戦争する国」に変えようとしている安倍自民党政権にとっては、最重要な課題となる。安倍首相の言葉を借りれば、「国民をマインドコントロールする」最も有効な手段といえる

安倍政権による「教育再生」「教育改革」は、このような意図と背景をもったものであることを、危機感を持って言いたい。

<検定制度の改悪>

- ①学習指導要領を「指導書の『解説』」並みにより詳細な内容に変えることによって、教科書の記述を隅々まで規制できるようにする。
- ②教科書検定基準をより詳細なものにする。詳細な検定基準によって、教科書を隅々まで検定し、政府・文部科学省が書かせたいことを強制できるようにする。
- ③文部科学大臣が、「各教科書共通」で記載する事項」を具体的に定める。
- ④複数の説がある場合には、多数説、少数説を明記する。
 - ・「政府見解」や「最高裁判例」がある場合は書かなければならない。
 - ・例えば南京大虐殺事件については「なかった」とする説も書かせるようにする。
 - ・「日の丸・君が代の強制」は合憲・合法」と書かされる。
- ⑤「数値(特に歴史的事項)」について、複数説がある場合は根拠を明記する。
- ⑥検定基準の「近隣諸国条項」の見直し。

「近隣諸国条項」＝「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的取扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」

- ⑦検定審議会委員の任命を国会の同意事項とする。
- ⑧「河野談話」「村山談話」の見直し。日本の侵略・加害、植民地支配、「慰安婦問題」を否定する立場から、「反省とお詫び」の表明を抹殺したいというねらい。

<教科書採択制度の改悪>

①教科書採択の根拠とされているのは「教科書無償措置法」である。第3章 採択 第10条において、都道府県の教育委員会は「…市町村の教育委員会の行う採択に関する事務について、…」指導、助言を行うとある。

また、13条の1において、採択は「種目（教科ごとに分類された単位をいう）ごとに1種の教科書を選ぶ」こととし、さらに4において、採択地区が2以上の市町村からなる場合は、「当該採択地区内の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」としている。

②文科省・県教委は、教科書無償法のこの部分を根拠に「教科書の採択権は教育委員会にある」と主張してきた。

③そのために、採択地区の学校現場の教師の意見や、それをもとに採択すべき教科書を決めていた教科書選定委員会の決定を無視して、教育委員会が独自に採択を決めていた例がある。（このようなケースは、首長による意図的な教育委員の人選が行われている。「つくる会」教科書を採択した地区に多い。）

④ところが沖縄県・竹富町に対する文科省の対応は異常である。八重山採択地区（石垣市、与那国町、竹富町）は、当初、十分な議論もなく扶桑社版公民の採択を決めたが、竹富町教育委員会は別の教科書（「東京書籍版」）の採択を決めた。そのため八重山地区3市町の教育委員全員で改めて協議した結果、扶桑社版教科書は不採択とした。

このような経過を無視して、文科省は一方的に竹富町教育委員会を批判し、教科書無償措置法違反として教科書代を2年間支給しないできた。しかも今回、文科相は、竹富町教委に対して直接『是正要求』をだし、扶桑社版教科書の採択を求めた。

扶桑社版「公民」教科書

（憲法学習—その目次—）

—日本国憲法の基本原則—

- 1 法と私たちの生活
- 2 大日本帝国憲法と日本国憲法
…▼①②
- 3 国民主権と天皇…▼③
- 4 人権の歴史
- 5 人権の尊重…▼④
- 6 平和主義…▼⑤
- 7 憲法改正…▼⑥
8. 平等権

⑤これは、異例で異常な「是正要求」であるだけでなく、従来の「採択権は教育委員会にある」という主張と明らかに矛盾する。ご都合主義といわざるを得ない。

竹富町が採択を求められている扶桑社版教科書「新しいみんなの公民」の内容の一部を紹介したい。

（左のコラムの補足説明—小項目とコメント）

▼①二つの憲法を比較—大日本帝国憲法は「内外ともに高く評価された。」

▼②日本国憲法…「押し付けられた憲法」を強調。コラムに「英語で書かれた憲法」の写真

▼③国民主権の説明は4分の1。4分の3は象徴天皇

の賛美と「活躍する」天皇の写真3枚。

▼④「基本的人権の保障」の説明とともに「公共の

福祉による制限」「国民の義務」を強調。

▼⑤「平和主義」「自衛隊の誕生」「第9条と自衛隊」。

コラムで「国防の義務」を説く。

▼⑥「現実の政治」「憲法改正の手続き」…「平和憲法を守ろう」という視点はない！

コラム・**憲法改正の賛否** 改正するほうがよい 51.6% / しないほうがよい 36.1%

・**第9条** 改正するほうがよい 38.1% / 厳密に守る 20.7% (読売新聞)

この教科書は、いたるところに天皇と自衛隊の写真が登場する。自民党の「憲法改正草案」を下敷きにしているのではないかと思わせる。

竹富町教育委員会は、「是正要求」にも、さまざまな圧力にも屈せずに頑張っている。全国各地の「教科書運動」がこれを支えている。

(3) 教育の政治支配に道を開く教育委員会の解体

2012年大津市で起こったいじめ自殺事件に際して、市教育委員会が対応に遅れ無責任であったことで市民の批判を浴びた。教育委員会は「形骸化している」「機能していない」「責任の所在が明らかでない」などの批判とともに、教育委員会制度そのものを否定する声も上がった。

安倍政権は、このような世論を追い風に、教育委員会制度を、**教育を国家統制する機関に変質させる「改革」**をすすめている。安倍自民党政権は、公明党の合意を取り付け、この4月に、**地方教育行政法「改正」案**を国会に提出する準備をしているという。

首長が教育長を任命し、教育行政の実権をにぎる

教育委員会制度は、戦後、地方自治と首長からの独立という二重の権力分立を担って設立され、教育の自主性・自律性を尊重し、教育条件整備に徹する地方教育行政を実現しようとした。

47年 教育基本法 第10条 (教育行政) ① 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきものである。
② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

安倍政権はこの立場を完全に放棄し、(新)教育長に教育行政の権限を集中し、政治的・行政的介入をいっそう強める意図を明らかにしている。

- ①首長が新「教育長」の任命・罷免権を持つ。教育長は首長の補助機関」として、教育行政の執行責任者となる。
- ②教育委員会は単なる「審議機関」とされ、教育委員は首長が任命する。
- ③首長は、主宰する「総合教育会議」において「教育に関する大綱的な方針」

を

定める。

これは首長が教育行政の基本政策を決定し、首長の命を受けた教育長が教育事務を執行する体制にはかならない。戦後築きあげてきた民主的な教育の諸制度を根こそぎ破壊する暴挙といわざるを得ない。

この教育委員会には、地域住民の目線で、子ども一人ひとりの学習権、発達権を保障する教育の実現を期待することはできない。この教育委員会が担わされるのは、国家が求める「人材」—企業が求める少数のエリートと多数の従順な労働者、「愛国心」ゆたかな国民—を育てる教育行政である。

教育と教育行政を国民・住民の手にとりもどす

教育委員会はその発足時は「公選制」であった。その後、教育委員は「任命制」に変えられ、権限も大幅に縮小されてしまった。それが、「形骸化」の根本的な要因である。

元犬山市教育委員の中嶋哲彦名古屋大学教授は指摘する。「(教育委員会の)形骸化は事実だが、教育委員会が独立行政機関として存在している意義は小さくない。」「競争主義をあまり、学校を学力一辺倒においやる学力テストには参加しないと、愛知県犬山市教育委員会が決めたとき、市長が参加を強く迫った。しかし、任期切れで教育委員が入れ替えられるまでの2年間、教育委員会は市長の介入を退け続けた。」「教育と教育行政を国民・住民の手にとりもどすため、教育委員会制度をフル活用することで、教育委員会の存在意義が広く国民に再認識されるようにしなければならない。」

3. 「学力テスト体制」が日本の教育をハカイする

(1) 「全国一斉学力テスト」を今年も実施

全国規模の「点取り競争」をまきおこしている「学力テスト」が、今年も4月22日に行われる。「調査結果」の学校ごとの公表も可能になったため、全国一斉学力テストは、また新たな問題をかかえることとなった。

平成26年度「全国学力・学習状況調査」の実施要項(抜粋)

1、調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、全国的な児童生徒の学力や学習状況を調査して、学校における指導の充実や改善に役立てる。

2、調査の対象 小学校6年生、中学校3年生

3、調査事項

- 国語、算数・数学...「知識」に関する問題(A)、「活用」に関する問題(B)
- 学習状況調査(質問紙調査)

4、調査実施日 平成26年4月22日(火)

5、調査結果の取り扱い

- (1) 文科省による調査結果の公表

- ・ 県教委、地教委、学校に「調査結果」を提供する。
- ・ 学校は、児童生徒に「個人票」（設問ごとの○×と全国の正答率）を提供する。

(2) 留意事項

- ・ **調査結果の公表**…この調査によって測定できるのは**学力の特定の一部分**であること、学校における**教育活動の一側面**にすぎないことを踏まえ、この公表によって、**序列化や過度な競争**が生じることがないようにすること。
- ・ 平均正答率などの数値について**一覧での公表や順位をつけた公表**はしないようにすること。

(2) 「全国平均を上回る」— 茨城県教委の評価の問題点

「本県では各教科の 8 分野中 7 分野で**全国平均以上の成果**が見られました。」

これが前回の学力テストの結果に対する茨城県教育委員会の評価である。「各分野」で **0.5%から 2.1%** 平均点が上がったことをもって成果とする強引さ。この評価には次のような問題点がある。

- ①問題も受験者も違うのだから比較すること自体が無意味である。
- ②全国と茨城県（100 万人と 25000 人）の結果を比較して、全国の平均を **2%前後上回った**ことを成果としている。
- ③この無意味な「数値」の競争に県教委自身を取り込まれている。

(3) 「平均正答率」は「学力」か？

平均正答率（出題された問題に対する正解の割合）は特定の集団の「**平均値**」をしめしているにすぎない。「**学力**」は一人ひとりの子どもについて具体的に問

茨城県と全国の「平均正答率」
2013 年「学力調査結果」

小学校 6 年生 26,749 人

	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B
茨城	63.7	49.7	77.2	58.9
全国	62.7	49.4	77.2	58.4

中学校 3 年生 25,529 人

	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
茨城	77.2	69.5	62.9	42.1
全国	76.4	67.4	63.7	41.5

題

にされるべき性質のものである。

①平均正答率は学力ではない！にもかかわらず、②平均正答率(平均点)が「学力」とみなされ、点数競争の道具になっている。そして③子どもも先生も、父母も地域住民も、この無意味な点取り競争に巻き込まれている。

(4) 「点取り競争」は学校教育をゆがめている

学校現場はどうであろうか？平均正答率を上げるために、春休みに6年生の補習授業をしたり、授業時間を削ってまで練習問題や過去問題でテストに備えている。学力向上のための正常な教育活動までゆがめているのが現実である。

2学期になってから提供される「調査結果」は、その膨大な分析結果も含めて、すでに進行している教育課程に組み入れて「活用」する時間も余裕もない。

(5) 調査結果の「公表」は有害無益である

文部科学省は、今回の学力調査について、これまで禁じていた市町村教委による「個々の学校名を明らかにした調査結果の公表」をはじめて認めた。これによって、点数競争がさらに激しくなり、教育をいっそう学力テスト対策偏重にゆがめることは明らかである。

文科省は、学力調査の「実施要領」の中で、調査結果公表の「留意事項」として、「この調査によって測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面にすぎないことを踏まえ、この公表によって、序列化や過度な競争が生じることがないようにすること」と述べている。

現実はずでにみたとおりである。文科省は、「序列化や過度の競争につながらないように」という方針を自ら放棄したものである。

学校別公表をめぐるっては慎重な自治体が多く、昨年7月に文科省が実施したアンケートでは、賛成の市町村教委は17%、反対が79%に上ったという

学力テスト成績で 模範校を公表する—県教委

小野寺県教育長は、3月3日、「好成績を上げた模範的な取り組みについて平均正答率とともに県独自に学校名を公表する」方針を明らかにした。何を考えているのか理解に苦しむ、撤回を求めている。

(6) 「点数を競い合う」学校から「学び合い育ち合う」学校へ

「学力向上」を至上命題に、偽りの学力向上策(全国一斉学力テスト)で学校も、先生も、子どもも操作される「学力テスト体制」あるいは「学力向上路線」から離脱することなしに、日本の教育の真の「再生」はあり得ない。

門脇厚司美浦村教育長は述べている。(「クレスコ」2013年2月号)「学力向上

にのみ熱心にとりくむあまり、教育の本質が何であり、子どもたちの人間形成にとって何がもっとも大事なことなのかを忘却しているのではないか」「学校は一刻も早く、学力向上路線から脱却し撤退することである」「楽しい授業をやってほしい、先生自身が授業を楽しんでほしい。」

「**学力＝テストの点数**」とし、評価は「**他と比較して**」（相対評価で）行うとい

う考えが、多くの人々に長く共有されてきたと思う。それが「テストによる競い合い」を支持し、「競争の教育」を容認する土壌になっているのではないか。

子どもたちはみんな、楽しい学習、ゆとりある学校生活を望んでいる。

□門脇美浦村教育長訪問記□

「地域からわが国の教育刷新」めざす 美浦村の教育から学ぶ

はじめに

安倍自民党政権は、憲法を破棄して「**戦争をする国**」をつくることに執念を燃やしているが、同時に、「戦争をする国」の担い手をつくる役割を教育に担わせるための「**教育改革**」を強引に進めている。

2006年、第1次安倍内閣において改悪した教育基本法の内容を具体的に実現するために、「**愛国心**」を中心にした**道徳**を「**教科化**」し、**教科書検定制度**を改定して教育内容にまで政治的意図をもちこみ、**教育委員会制度**を解体して首長・教育長による教育行政の支配を狙っている。

一方、文科省による教育現場の支配を強めるために、**全国一斉学力テスト**を「**悉皆調査**」に戻し、さらに、学校ごとの**調査結果の公開**を容認して競争の教育をあり、子どもたち同士を対立させ、学校と地域住民との不信感を醸成する施策を意図的に進めている。

国家による教育支配がすすめられている現在、私たちは、子どもたち一人ひとりの学習権・発達権を保障するために、教育を国民の手に取り戻さなければならない。そのためには、学校とそれを支える地域が、本来の教育をとりもどす意欲をもち、協力して運動をすすめなければならない。

1. 先駆的な取り組みがこの茨城・美浦村に

そのような問題意識をもっていた私たちには、全教の機関紙「**クレスコ**」（2013年2月号）に紹介されていた**美浦村教育長門脇厚司氏**の論文「**学力向上**

路線から離脱し『授業王国』をめざす」に深い感動と共感を覚えた。

美浦村は、競馬のトレーニングセンターで有名だが、人口は1万7千人、小学校3校、中学校1校、幼稚園1園、児童生徒1500人ほどの比較的小さな自治体である。

門脇氏は、筑波大学を定年退職後、筑波学院大学学長を1期4年務めた人である。23年前から美浦村に住んでいたということで、3年前に美浦村の教育長に招かれ、現在2期目。学者、教育者としての研究実践に裏付けられた斬新で多彩な教育施策によって「異色の教育長」と言われているそうである。

門脇教育長の存在も、美浦村の教育についても知らなかったのは不覚である。まず、直接お話を聞こうということで、研究所のメンバーを中心に、1月15日、美浦村教育委員会を訪問し、教育長の話をついた。

2. 美浦村が過去3年間に行ってきた教育施策

(1) 新しい教育プランの作成

・・・「0歳から90歳までの社会力育て」

・人口増と活性化が村の課題になっている。地域の活力は、そこに住む人々の「社会力」*にかかっている。赤ちゃんから高齢者まで、生涯学習を通して一貫して社会力を育てることにした。

*「社会力」…「人が人をつながり社会をつくる力」

・この「教育立村」の方針を4人の教育委員と4人の学校長、教育委員会の全職員に読んでもらい意見を聞いた。さらにパンフレットをつくり、村の全戸に配布した。

(2) 「ノーテレビ・ノーゲーム」運動

・実際は「ショー（消、少）テレビ」「ショー（省、少）ゲーム」である。効果測定のための調査をし、毎年1回推進大会を開き子どもの体験作文を発表させたり、標語の募集をし、のぼり旗をつくって村中に立てるなどした。

・家族の話し合いが増えた、自分から勉強するようになった、本を読むようになった、成績が良くなったなど変化がでている。

(3) 「選書会」、「読み合い（読書会）」

・600万円分の図書を体育館に並べ、1人3冊まで選ぶ権利を与え全て児童生徒に選ばせ、子どもが選んだ本はすべて購入した。

「選書会」は幼稚園でも行った。予算は50万円。60人の親子で。

・「読み合い」は「読み聞かせ」ではない。これまで会ったことがない2人が本を媒介にして仲良くなるきっかけにすることをねらいにした。まず、小学校6年生とボランティアのお母さんとで行った。「出会いのシート」とい

う質問用紙をつくり、それぞれが、自分のことを記入する。質問は、好きな花や好きな動物は何、いま大切にしていること、最近一番悔しかったことなどなど。これをアトランダムに交換して、相手の人に喜んでもらえそうな本を選んで読んであげるのである。

(4) 幼稚園の園庭をみんなで作る

- ・魅力のない幼稚園の園庭を、子どもたちの脳みそに強烈な刺激を与える冒険遊び場のような園庭に改造することにした。
- ・400万円の予算を組み、設計から作業まで、子どもの親たちに参加してもらった。村の若い年齢層の人たちの社会力を育て、村づくりへの参画意識や貢献意識を高めたいと考えたのである。
- ・完成した遊び場は子どもたちに喜ばれた。1年がかりで完成させたお母さんたちの手で「だいすきようちえん」という記録集も刊行された。

(5) ITC活用教育を推進する

- ・・・電子黒板の導入。小学4年生以上の全員に個人タブレット。

(6) 生涯学習推進計画を策定する

- ・美浦村には70ページを超える生涯学習計画があったが、「美浦村だからこそ」の計画案をつくることにした。20ページにおさえた。
- ・「美浦村ライネル・プラン」
(ライネル (LINEL) は Life Need Learning の頭文字からとった。)
- ・美浦村がやろうとする学習は、村での暮らし (life) を充実させるために必要 (need) だから、よりよく生きる (life) ために必要 (need) だから、だから学ぶのだ、という意味の生涯学習を推進していくというねらいを名前で示そうとした。
- ・地区公民館などを利用して、自分から進んで「学習会」や「勉強会」を開いて学び合おうと、「誰でも先生、誰でも生徒。どこでも学習、いつでも勉強」というパンフレットを作り全戸に配布した。

(7) 学力向上路線から離脱し『授業王国』をめざす

- ・現在の学校教育は、教師も子どもも「学力向上」という名での成績アップとテストの点数稼ぎに苦悩を強いられ、心身ともに毒されている。
- ・「学力向上を図る」という金科玉条が、文科省から県レベルへ、そして市町村レベル、学校レベル、学年レベルへとまっすぐに貫かれており、教員のだれもがこの轍の中で成果をあげるべく四苦八苦しているのがわが国の教育の現状といえる。

- ・教育の本質が何であり、子どもたちの人格形成にとって何がもっとも大事なのかを忘却しているのではないか。
- ・学校は一刻も早く、学力向上路線から離脱し撤退することである。そして、教師が、授業すること自体を楽しむことである。
- ・2012年、「美浦村は学力向上路線から離脱する」と宣言した。そして先生たちには、「楽しい授業をやってほしい。先生自身が授業を楽しんでほしい（美浦村は授業王国を目指す）」と話した。

3. これから実行したいと考えている教育施策

- (1) 「美浦村教育振興基本計画」を2014年度から実施する。
 - ・小中学生と大人の「社会力」を育てることを中心にすえる。
 - ・「基本計画」には41の計画が掲げられているが、「財政的措置が必要のない21の計画は2014年度からすぐに始め、1,2年で成果を出す」と議会で答弁した。
- (2) 「おんぶ・だっこ運動」の実施
 - ・「社会力」とは、「人が人をつなぎ、社会をつくる力」である。
 - ・他の人といい“つながり”をつくるためには、他の人の存在を自分の体で実感し、その人を理解することが必要だが、今の子どもたちは、子ども同士が体と体を直接触れ合わせることがなくなった。押しくらまんじゅうとか相撲を取るなどの遊びがなくなった。
 - ・体操の時間に、準備体操や整理体操で、他の子をおんぶしたり、だっこしたりして体育館を一周する「おんぶ・だっこ運動」を取り入れることを実践したい。
- (3) 総合科目「社会力育成科」設置
 - ・幼稚園から中学まで一貫した「社会力」育成の場にする。
- (4) 「農業体験の教科化」をすすめる
- (5) 「チーム弁論大会」の開催
 - ・3人でチームをつくり討論をする。
 - ・異なった意見を持つ他者の存在を知り、意見を交わすことで理解を深めることができる。また、意見を調整しながら活動する「協働力」を育てることをめざす。
- (6) 「霞ヶ浦一周ウォーキング大会」の開催
 - ・周囲80キロの霞ヶ浦である。ポイントにサポーターとして村民を配置

するなど、村民総がかりで行うイベントとしたい。

(7) 美浦村「楽しく学ぶ塾（楽習塾）」の開催

・村民と教員の合同研修の場に。

(8) 「美浦村・学校支援地域本部（SS本部）」の組織

4. どうして、美浦村は、社会力育ての教育をすすめるのか

○「美浦村教育振興計画」（要約版）は、「社会力とは『人と人がつながり社会をつくる力』」のことで、人間にとってとても大事な能力で、しかも高度な能力です。こうした能力を育て高めることは、子どもたちの学力を高めることにつながり、思いやりのある人間に育つと考えたからです。同時に、大人たちの社会力の向上は村の活性化や発展のためにどうしても欠かせない能力であると考えたからです。」と述べ次の内容を示している。

6つの教育目標と14の教育施策

教育目標1 教育全般の充実と質的向上を実現することで村おこしと村づくりを実現する

教育施策1…美浦村で子どもを生み、子育てをし質の高い教育を受けることで心身ともに健康な子に育つことを村の魅力にすることで移住者を増やし人口増につなげる。

教育施策2…美浦村独自の幼保一元化を実現し魅力的な子ども園にする。

教育施策3…少ない学校数と児童数ゆえに可能な楽しい授業を実践し、学習意欲を高め学力の定着と社会力の育成を図る。

教育目標2 乳幼児から高齢者までの社会力を育てることで村づくりに必要な人的資源の増加と質的な向上を図る。

教育目標4…すべての村民に、社会力の意味と社会力を高めることの意義を理解してもらえよう努める。

教育目標5…多くの子どもたちと大人が協働し交流できる場や機会を増やす。

教育目標6…特技と資格を持つ村民はもちろん、そうでない意欲のある村民も学校で授業やクラブ活動を支援できるようにしその機会を増やす。

教育目標3 地域住民の自主的な地域貢献意識や協働意識を高めることで学校教育と社会教育の質を高める。

教育施策7…村民に対し、これからは、地域のことは地域で決めて実行し村を運営し維持していく地域主権の時代になっているという意識を共有してもらおうよう努める。

教育施策8…「村民自主活動センター」（仮）を立ち上げ、SS本部の活動を本格化し活性化する。

教育施策 9…地域の住民が学校の授業やクラブ活動を積極的に支援する。

教育目標 4 美浦村の自然や歴史的な文化遺産や農業や農産物を活用することで児童生徒及び村民の地域への愛情と誇りを高める。

教育施策 10…村の主たる産業である農業（米作り）の重要性についての認識を深め、学校教育における農業資源の積極的な活用を図る。

教育施策 11…村の周囲の半分を囲む霞ヶ浦や陸平貝塚や木原城址などの史跡や、美浦村の特産物やトレーニングセンターなどについて知る機会を増やし、美浦村への関心と愛着と誇りを高める。

教育目標 5 教育にかかわる施設や環境の整備充実を図り、教育環境の向上のための教育条件を整える。

教育施策 12…美浦中学校の建て替えや幼稚園と3つの小学校の耐震工事が完了した後の財政的な余裕を見込みつつ、学校給食センターや図書館等の新設に向けさらなる施設の充実を検討する。

教育施策 13…高校への通学の便の改善や通学路の安全対策や整備および美浦村独自の30人学級の実現や村採用教員の増員など、教育環境や教育条件の向上を目指す。

教育目標 6 村行政、教育委員会及び村民が一致協力して教育計画を推進し、幼稚園と学校の運営及び教員の教育活動を支援し実をあげる

教育施策 14…教育目標1から教育目標5の実現に向けて掲げた合計41の計画をできるだけ速やかに実行する。

教育計画を実現するための美浦村と美浦村民の34の約束

□行政がなすべきこと — 略

□教育委員会がなすべきこと — 略

□住民に望むこと

1、自分一人でもその気になればできること。

- ① 自分が村のために何ができるかを考える。
- ② 村の発展や村づくりのために役立つと思うことを学習する。③～⑦

2、2、3人寄ればできること。

- ① 自分が知っていることや新しく入手した情報を互いに交換し合う。②～⑤

3、5人から10人くらい集まり知恵を使えばできること。

- ① 村の発展や活性化のためにやったらいいと思うことを実際に企画運営し実際にやってみる。
- ② 村の自慢や財産になるような物や事柄や場所を探し村の内外に広める。③～⑦

4、30人から50人集まり協力すればできること。

① 地区ごとに「クリーン活動グループ」などを組織し村を美化する。②③

5、100人から200人程度の村民が集まり企画すればできること。

① 新しいお祭りなどユニークなイベントを企画し実際にやってみる。②

6、500人から1000人の村民が資金や知恵を出し合えばできること。

① 村民主導の村づくりを村民に呼びかける一大集会を催す。②

□教師に望むこと

①自分が勤務する学校がある地域についてできるだけ関心高め知識を豊かにする。

② 勤務する学校の地域の行事や活動にはできるだけ参加するようにする。

③ 地域の人たちとできるだけ交流し顔見知りになりいい人間関係を作るようにする。

5. 社会力 そして 互恵的協働社会

「社会力を育てる」こと、そして、地域住民が社会力を発揮して作り出す社会が「互恵的協働社会」である。門脇氏のライフワークともいえるべき「社会力」。理解不十分と叱られそうだが、現在の社会に不可欠な、そして教育の本質を突いた課題であると思う。門脇氏の著書・論文のごく一部を紹介し、詳しくは別項の参考文献などを読んでいただきたいと思う。

「社会力」とは、「人が人をつなぎ、社会をつくる力」のことである。さらに言えば、自分が学び習得した知識や技能をふだん生活している社会のあらゆるところで、すなわち家庭や学校や職場で、そして、どこよりも地域で、自主的に活用しようとする意識のことであり、そうすることでよりよい社会をつくろうとする前向きな意識のことであり、よりよい社会を構想する力であり、考えたことをできるところから実行していく力のことである。

子どもたちには「利己的個人的学習」ではなく、「利他的社会的学習」に切り替えるよう呼びかけてきた。

点数稼ぎに汲々とするのではなく、地域の大人と子どもの社会力向上こそが、住みよい地域をつくるのであり、そのことが、「互恵的協働社会」の実現につながると考える。

今なお国際競争に勝ち経済成長に寄与する人材を育成することを最優先し、学力競争をあおるという時代錯誤に墮しているわが国の教育を刷新しようということである。

「地域から始めるわが国の教育刷新」（「クレスコ」2014年1月号）

<参考文献>

「互恵的協働社会」として私が考えている社会とは、社会をつくりそこで生きている誰もが、一人ひとりの能力の差にかかわらず、それぞれがもてる能力を、自分の利益を上げるためだけでなく、他の人の利益を上げるためにも積極的に活用し、そうすることで全体の成果を高め、得られた成果を分かち合うことで互いに感謝し感謝されることを生きがいにし、喜びにして生きていくことができる社会ということになる。

「社会力を育てる— 新しい『学び』の構想」 p219 (岩波新書)

- ・「クレスコ」(全教機関誌) 2013年2月号、2014年1月号
- ・門脇厚司著「子どもの社会力」、「社会力を育てる」(岩波新書)
- ・「美浦村教育振興基本計画」(要約版)
- ・「週刊教育資料」寄稿文「変わる教育委員会」①～⑧ 美浦村 門脇厚司教育長

おわりに

門脇教育長がすすめている美浦村の教育政策、村づくりのプランはスケールが大きくしかも多彩である。門脇氏の卓越した「社会力」に圧倒される。しかも、一人ひとりの子どもたちや村民の姿が目に見えるような具体性がある。これが実現したら、どんな美浦村になるのか楽しみである。

「点取り競争から下りる」「楽しい授業をやろう」と教育長さんから言われるなんて、現場の教師としてこんなうれしいことはない。村独自の30人学級や教員の採用などが具体的な施策となっており、村ぐるみの子育て・教育の支援体制も政策化されている。あとは先生たちが授業づくり学校づくりに創意を發揮するとともに、地域づくりにも積極的に参加することである。

しかし、門脇教育長自身が言うように、美浦村の教育は、安倍自民党政権が進めている教育とは相いれない。文科省に支持されないばかりか、さまざまな圧力にさらされることだろう。

私たちは、美浦村の教育を支持するという旗幟を鮮明にするとともに、「社会力」を育ててまともなよりよい社会をつくるという教育運動を広げること努めたいと思う。

憲法を守り、47年教育基本法を精神を生かす教育をすすめる運動を担うものにとって、門脇教育長・美浦村の教育は限りない示唆と励ましを与えている。

<編集後記>

昨年(2013年)3月、「高校生のための福島原発事故Q&A」を発行しました。その後研究所員の入れ替わりがあり、若手の参加と同時に元中学校教師で「民主教育をすすめる茨城県民会議」の代表委員である神林氏を所員として迎え、研究

所に新しい雰囲気が生まれました。

安倍政権による「教育改革」が強引にすすめられています。「戦争する国」に必要な「人材」に「新教科道徳」で「愛国心」をたたき込む、教科書検定制度を改悪して「戦争賛美」の歴史を教える、教育基本法を改悪して首長が教育行政にストレートに介入できる仕組みをつくるなど、日本の教育をハカイするものばかりです。憲法改悪につながるこの暴走は止めなければなりません。

「競争の教育」から子どもたちを解放し、子どもと教師、学校と地域が一体となって本物の学力・豊かな人間性をはぐくむ教育をつくりたいものです。

そのような私たちの思いを、教育行政に見事に反映しているところがこの茨城にありました。「学力向上路線からの離脱」を宣言し、「教育立村」をかかげて、本物の教育改革をすすめている美浦村の門脇教育長の取り組みを紹介します。
